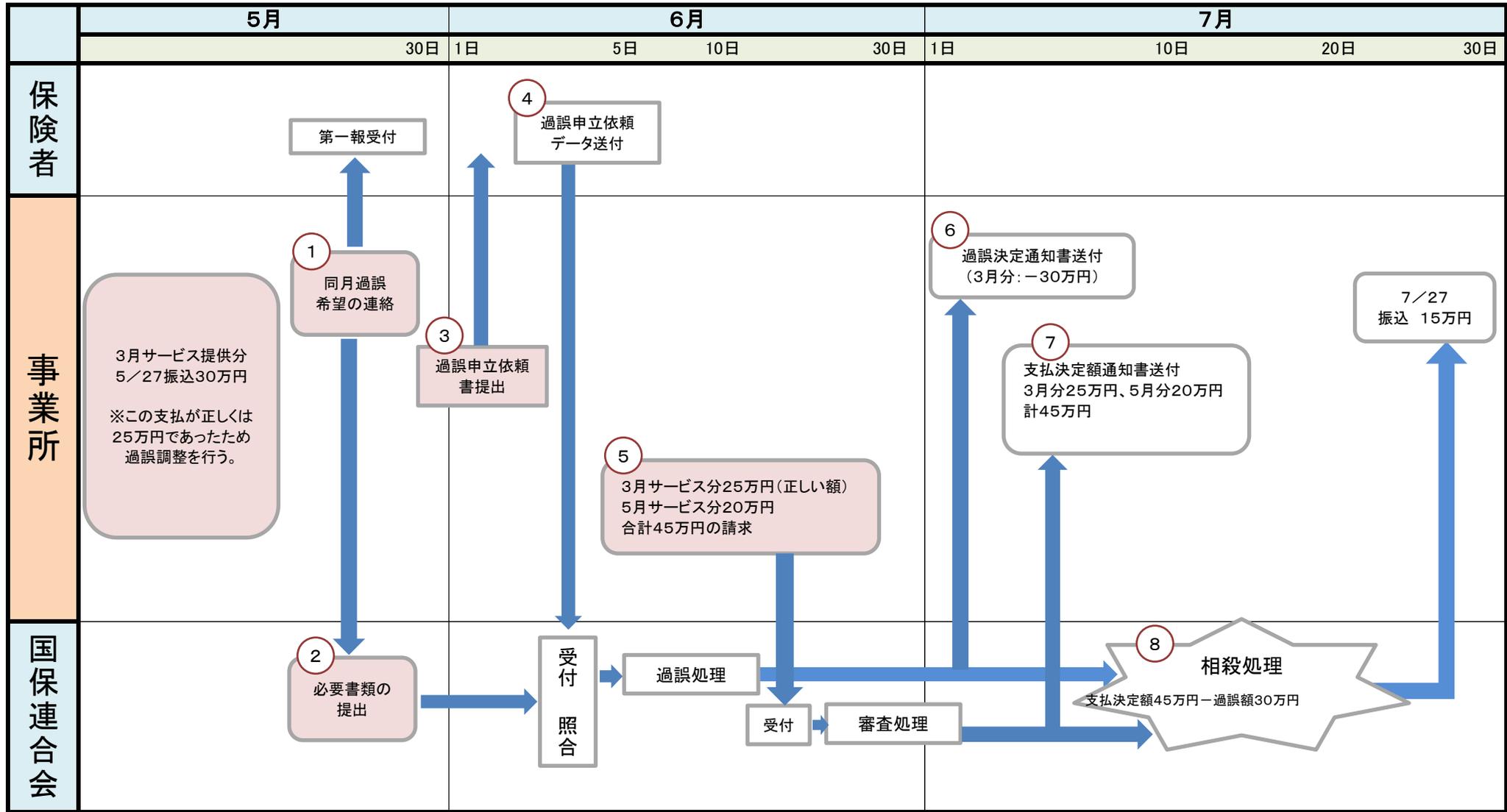


同月過誤の流れについて（例）

各月の サービス請求額	3月サービス提供分：30万円（正しい額：25万円）
	5月サービス分：20万円



【事例説明】

平成29年4月審査の結果、平成29年3月サービス提供分の30万円が事業所へ支払われたが、正しいサービス提供分が25万円であったため過誤調整を行う。

また、5月サービス分について、20万円を国保連合会へ請求する。

- ①事業所は同月過誤を希望する場合、保険者及び国保連合会(以下国保連)へその旨を連絡します。(過誤処理が行われる月の前月末まで)
- ②事業所は国保連へ同月過誤処理依頼書と過誤対象者一覧表(合計表と内訳書)(※)を作成し、提出します。(過誤処理が行われる月の前月末まで)
- ③事業所は保険者に過誤申立依頼書を提出します。(毎月5日まで)
- ④保険者は国保連に過誤申立の依頼をします。(毎月10日まで) 国保連は過誤申立を受け、過誤処理を実施します。
- ⑤事業所は国保連へ3月サービス分25万円(正しい額)と5月サービス分20万円を6月10日までに請求します。国保連は請求を受け、審査処理を実施します。
- ⑥国保連は過誤処理に基づいて、過誤決定通知書を事業所に送付します。
- ⑦国保連は審査処理に基づいて、支払決定額通知書を事業所に送付します。
- ⑧国保連は支払決定額45万円と過誤決定額-30万円を相殺し、7月27日に事業所へ15万円支払います。

(※国保連への提出書類等についての詳細は国保連へご確認ください)